

○登録小型船舶教習所の教習の内容の基準等を定める告示

〔平成十六年二月二十六日号外国土交通省告示第百六十七号〕

最終改正：平成22年9月24日国土交通省告示第1075号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第百十五条第三号、第五号、第九号及び第十号の規定に基づき、登録小型船舶教習所の教習の内容の基準等を次のように定め、平成十六年三月一日から適用する。

- 1 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（以下「規則」という。）第百十五条第三号の告示で定める基準は、別表第一のとおりとする。
- 2 規則第百十五条第三号の告示で定める教習の方法の基準は、別表第二のとおりとする。
- 3 規則第百十五条第五号の告示で定める基準は、別表第三のとおりとする。
- 4 規則第百十五条第九号の告示で定める基準は、別表第四のとおりとする。
- 5 規則第百十五条第十号の告示で定める安全対策は、別表第五のとおりとする。

附 則〔平成一六年一月一日国土交通省告示第一三四三号〕

この告示は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一八年三月三十一日国土交通省告示第四五五号〕

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則〔平成二二年九月二四日国土交通省告示第一〇七五号〕

この告示は、公布の日から施行する。

別表第一 教習の内容の基準

一 一級小型船舶操縦士の資格及び二級小型船舶操縦士の資格に係る小型船舶教習所（二級小型船舶操縦士（第一号限定）第一種教習所を除く。）の場合

（一） （二）又は（三）に掲げる場合以外の場合

必要履修科目	履修方法	時間数			
		一級小型船舶 操縦士第一種 教習所	一級小型船舶 操縦士第二種 教習所	二級小型船舶 操縦士第一種 教習所	二級小型船舶 操縦士第二種 教習所
（学科）					
1 小型船舶操縦者の心得及び遵守事項（一般） 一 水上交通の特性 二 小型船舶操縦者の心得 三 小型船舶操縦者の遵守事項	講義又は演習	二時間以上	二時間以上	二時間以上	二時間以上
2 交通の方法（一般） 一 一般海域での交通の方法 二 港内での交通の方法 三 特定海域での交通の方法 四 湖川及び特定水域での交通の方法	講義又は演習	四時間以上	四時間以上	四時間以上	四時間以上
3 運航（一般） 一 操縦一般 二 航海の基礎	講義、演習、実験又は実習	六時間以上	六時間以上	六時間以上	六時間以上

三 船体、設備及び装 備品 四 機関の取扱い 五 気象及び海象 六 荒天時の操縦 七 事故対策					
4 運航（上級Ⅰ） 一 航海計画 二 救命設備及び通信 設備 三 気象及び海象 四 荒天航法及び海難 防止	講義、演 習、実験 又は実習	七時間以上	七時間以上		
5 運航（上級Ⅱ） 一 機関の保守整備 二 機関故障時の対処	講義、演 習、実験 又は実習	五時間以上	五時間以上		
小計		二十四時間以 上	二十四時間以 上	十二時間以上	十二時間以上
（実技） 小型船舶の取扱い、基本 操縦及び応用操縦 一 発航前の準備及び 点検 二 解纜（らん）及び 係留 三 結索 四 方位測定 五 安全確認（見張り 及び機関の状態確 認） 六 発進、直進及び停 止 七 後進 八 変針、旋回及び連 続旋回 九 人命救助 十 避航操船 十一 離岸及び着岸	乗船実習	Ⅰ型船により 十二時間以上		Ⅰ型船により 十二時間以上	
小計		十二時間以上		十二時間以上	
合計		三十六時間以 上	二十四時間以 上	二十四時間以 上	十二時間以上

備考

- Ⅰ型船とは別表第二５に定める一級小型船舶操縦士第一種教習所又は二級小型船舶操縦士第一種教習所において使用する小型船舶をいう。
- 一級小型船舶操縦士第一種教習所及び二級小型船舶操縦士第一種教習所の教習において、学科に係る科目の教習のみ又は実技に係る科目の教習のみを行う場合は、この表に掲げる必要履修科目のうち学科に係る科目又は実技に係る科目を教習の内容とすることができる。
- この表の小型船舶教習所のうち、船舶職員養成施設として海技士の養成を目的とする教育を併せ行う場合であって、当該教育の課程においてこの表に掲げる必要履修科目の教習の内容に

相当する内容の教育を行うものと認められるときは、当該教育において履修するものをこの表に掲げる必要履修科目の教習の内容から減ずることができる。この場合において、この表に掲げる必要履修科目の教習を一体的に行ったと同等の効果を有するものとするために必要な内容の教育を実施しなければならない。

- 4 I型船により行う実技に係る科目の教習において、同時に乗船して教習を受ける者の数が少ない場合には、この表に掲げる実技に係る科目の教習時間を減じても教習の内容及び教習の効果がこの表に掲げる基準と同等と認められる範囲内において、当該教習時間を減ずることができる。
- 5 実技に係る科目の教習は、三時間以内の時間に限り、次の基準に適合する操船訓練用シミュレータによる訓練（以下「操船シミュレータ訓練」という。）をもって代えることができる。
 - 一 次に掲げる装置を有するものであること。
 - イ 水面及び船舶交通の状況（以下「交通状況」という。）に係る情報をハの電子計算機に入力するための入力装置（以下単に「入力装置」という。）
 - ロ 次に掲げる装置（形状及び操作方法（（１）に掲げるものにあつては、形状並びに最大の操作力（操作に要する力をいう。）及び回転角）が実技に係る科目の教習用の小型船舶に類似し、かつ、確実に操作できるものに限る。）を備えた操縦装置
 - （１） 操舵輪
 - （２） リモートコントロールレバー
 - （３） エンジンスイッチ
 - （４） 汽笛音スイッチ
 - ハ 操縦装置及びニの操縦状況出力装置の制御並びに画像処理その他の必要な処理を行う電子計算機（訓練のための適切なプログラムを有するものに限る。）
 - ニ 次に掲げる装置（それぞれに掲げる基準に適合するものに限る。）からなる操縦状況出力装置
 - （１） 映写装置（映写面及びこれに画像を映写できる装置を有するビデオモニターその他の装置をいう。） 鮮明な画像を映写面に映写できるものであること。
 - （２） 音響装置 適切な音量、音質及び音色の音響を発生できるものであること。
 - （３） 各種計器（機関の回転計、冷却水温度計及び油圧計並びに燃料計及び電流計又は電圧計をいう。以下同じ。） 実習用小型船舶に備えている各種計器に類似したものであること。
 - 二 入力装置によりあらかじめ入力した情報及び操作装置の操作（以下「操縦操作」という。）に基づき、実時間で三次元画像処理及び音響処理ができるものであること。
 - 三 入力装置によりあらかじめ入力した情報及び操縦操作に基づき、各種計器の目盛りが適切に作動するものであること。
 - 四 実技に係る科目の教習用の小型船舶を操縦したときに生ずる視界を模した擬似視界（交通状況及び航走時の船体姿勢変化等に応じ適切に変化するものであつて、操縦者から見て十分な視野角を有するものであること。）の画像を連続的かつ自動的に映写面に映写できるものであること。
 - 五 実技に係る科目の教習用の小型船舶を操縦したときに生ずる音響を模した音響（機械音及び汽笛音を含むこと。）を発生できるものであること。
 - 六 操縦者が操縦操作を終了した後、当該操縦操作に係る記録の出力ができるものであること。
 - 七 映写画像及び音響の一時停止及び再生ができるものであること。- 6 船舶職員法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令（平成十五年国土交通省令第二十八号）第一条の規定により、小型船舶の航行する区域について船舶職員法施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年国土交通省令第二十七号）第一条又は第二条（同規則第三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により改正前の船舶職員法施行規則第六十一条第二項第一号及び第二号に掲げる水域とする限定がなされた操縦免許を受けている者が教習を受ける場合は、この表に掲げる必要履修科目から、学科に係る科目の教習のうちの小型船舶操縦者の心得及び遵守事項（一般）及び実技に係る科目の教習を除いたものとする。
 - （二） 二級小型船舶操縦士の資格について操縦免許（規則第六十八条第一号の規定による技能

限定がなされていないものに限る。)を受けている者が、一級小型船舶操縦士の資格に係る小型船舶教習所において教習を受ける場合

必要履修科目	履修方法	時間数
1 運航（上級Ⅰ） 一 航海計画 二 救命設備及び通信設備 三 気象及び海象 四 荒天航法及び海難防止	講義、演習、実験又は実習	七時間以上
2 運航（上級Ⅱ） 一 機関の保守整備 二 機関故障時の対処	講義、演習、実験又は実習	五時間以上
合計		十二時間以上

(三) 次の表の上欄に掲げる種類の小型船舶教習所において同表中欄に定める資格についての操縦免許又は海技免許を受けている者が教習を受ける場合

(一) 又は (二) に掲げる場合における必要履修科目（次の表の下欄に定める科目を除く。）及び教習時間等の教習の内容の基準と同じとする。

一 一級小型船舶操縦士の資格に係る小型船舶教習所	特殊小型船舶操縦士	小型船舶操縦者の心得及び遵守事項（一般）
	海技士（航海）の資格	交通の方法（一般） 運航（一般） 運航（上級Ⅰ）
	海技士（機関）の資格	運航（上級Ⅱ）
二 二級小型船舶操縦士の資格に係る小型船舶教習所	特殊小型船舶操縦士	小型船舶操縦者の心得及び遵守事項（一般）
	海技士（航海）の資格	交通の方法（一般） 運航（一般）

二 二級小型船舶操縦士（第一号限定）第一種教習所の場合

必要履修科目	履修方法	時間数
(学科)		
1 小型船舶操縦者の心得及び遵守事項（湖川小出力） 一 水上交通の特性 二 小型船舶操縦者の心得 三 小型船舶操縦者の遵守事項	講義又は演習	一・五時間以上
2 交通の方法（湖川小出力） 一 一般水域での交通の方法 二 湖川及び特定水域での交通の方法 三 港内での交通の方法	講義又は演習	二時間以上
3 運航（湖川小出力） 一 操縦一般 二 航法の基礎知識 三 点検及び保守 四 気象及び海象の基礎知識 五 事故対策	講義、演習、実験又は実習	一・五時間以上
小計		五時間以上

(実技)		
小型船舶の取扱い及び操縦 一 発航前の準備及び点検 二 解纜（らん）及び係留 三 結索 四 安全確認 五 発進、直進及び停止 六 変針及び旋回 七 人命救助 八 離岸及び着岸	乗船実習	Ⅱ型船により五時間以上
小計		五時間以上
合計		十時間以上

備考

- Ⅱ型船とは別表第二５に定める二級小型船舶操縦士（第一号限定）第一種教習所において使用する小型船舶をいう。
- 学科に係る科目の教習のみ又は実技に係る科目の教習のみを行う場合は、この表に掲げる必要履修科目のうち学科に係る科目又は実技に係る科目を教習の内容とすることができる。
- 海技士（航海）の資格についての海技免許を受けている者が教習を受ける場合の必要履修科目は、この表に掲げる必要履修科目から交通の方法（湖川小出力）及び運航（湖川小出力）を除いたものとする。
- 特殊小型船舶操縦士の資格についての操縦免許を受けている者が教習を受ける場合又は特殊小型船舶操縦士第一種教習所における教習と併せて教習を受ける場合の必要履修科目は、この表に掲げる必要履修科目から小型船舶操縦者の心得及び遵守事項（湖川小出力）及び交通の方法（湖川小出力）を除いたものとする。
- Ⅱ型船により行う実技に係る科目の教習において、同時に乗船して教習を受ける者の数が少ない場合には、この表に掲げる実技に係る科目の教習時間を減じても教習の内容及び教習の効果がこの表に掲げる基準と同等と認められる範囲内において、当該教習時間を減ずることができる。

三 特殊小型船舶操縦士第一種教習所の場合

必要履修科目	履修方法	時間数
(学科)		
1 小型船舶操縦者の心得及び遵守事項（一般） 一 水上交通の特性 二 小型船舶操縦者の心得 三 小型船舶操縦者の遵守事項	講義又は演習	二時間以上
2 交通の方法（特殊） 一 一般水域での交通の方法 二 湖川及び特定水域での交通の方法 三 港内及び特定海域での交通の方法	講義又は演習	二時間以上
3 運航（特殊） 一 運航上の注意事項 二 操縦一般 三 航法の基礎知識 四 点検及び保守 五 気象及び海象の基礎知識	講義、演習、実験又は実習	二時間以上

六 事故対策		
小計		六時間以上
(実技)		
小型船舶の取扱い及び操縦 一 発航前の準備及び点検 二 結索 三 安全確認 四 発進、直進及び停止 五 旋回及び連続旋回 六 危険回避 七 人命救助	乗船実習	Ⅲ型船により一・五時間以上
小計		一・五時間以上
合計		七・五時間以上

備考

- Ⅲ型船とは別表第二５に定める特殊小型船舶操縦士第一種教習所において使用する小型船舶をいう。
- 学科に係る科目の教習のみ又は実技に係る科目の教習のみを行う場合は、この表に掲げる必要履修科目のうち学科に係る科目又は実技に係る科目を教習の内容とすることができる。
- 海技士（航海）の資格についての海技免許を受けている者が教習を受ける場合の必要履修科目は、この表に掲げる必要履修科目から交通の方法（特殊）を除いたものとする。
- 一級小型船舶操縦士及び二級小型船舶操縦士の資格に係る操縦免許（規則第六十八条第一号の規定による技能限定がなされていないものに限る。）を受けている者が教習を受ける場合又は一級小型船舶操縦士及び二級小型船舶操縦士の資格に係る小型船舶教習所（二級小型船舶操縦士（第一号限定）第一種教習所を除く。）における教習のうちの学科に係る科目の教習と併せて教習を受ける場合の必要履修科目は、この表に掲げる必要履修科目から小型船舶操縦者の心得及び遵守事項（一般）及び交通の方法（特殊）を除いたものとする。
- 当分の間、規則第百六条第四項の実技試験合格証明書（特殊小型船舶操縦士の資格に係るものに限る。）を有する者が教習を受ける場合は、この表に掲げる必要履修科目から実技に係る科目の教習を除いたものとする。

別表第二 教習の方法の基準

- あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて教習を行うものであること。
- 教習を受ける者一人に対する教習時間は、特殊小型船舶操縦士教習所については一日につき七時間、その他の小型船舶教習所については一日につき八時間を超えないものとし、教習を受ける者が適確かつ効果的に必要となる知識及び能力を修得するに相当と認められる日程により行うものであること。
- 教習を受ける者の修得の状況に応じ、適宜補講を行うものであること。
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法別表第四に定める施設及び設備並びに教科書その他の教材を適確かつ効果的に使用して教習を行うものであること。
- 実技に係る科目の教習については、次の表の上欄に掲げる小型船舶教習所の区分に応じ、同表下欄に掲げる実習用小型船舶を二隻以上（事故発生時における救助体制その他の安全を確保するための措置の内容及び方法を勘案して二隻以上を使用しなくても安全が確保されるものと認められる場合を除く。）使用して行うものであること。

一 一級小型船舶操縦士第一種教習所及び二級小型船舶操縦士第一種教習所	小型船舶であって次に掲げる要件を備え、かつ、実技に係る科目の教習を行うに適したもの イ 長さが四メートル以上であること。 ロ 推進機関の出力が十五キロワット以上であること。 ハ 最大速力が時速三十キロメートル以上（総トン数五トン以上の小型船舶にあつては、時速二十キロメートル以上）であること。
------------------------------------	--

	二 次に掲げる設備を備えていること。 (1) 海図 (2) 磁気コンパス (3) 結索用ロープ (4) 機関の回転計、冷却水温度計及び油圧計、燃料計並びに電流計又は電圧計 (5) 実技に係る科目の教員が応急の措置を講ずることができる装置 (6) その他実技に係る科目の教習を行うに必要な設備
二 二級小型船舶操縦士（第一号限定）第一種教習所	総トン数五トン未満の小型船舶であって次に掲げる要件を備え、かつ、実技に係る科目の教習を行うに適したもの イ 長さが三メートル以上九メートル未満であること。 ロ 推進機関の駆動方式は船外機であること。 ハ 推進機関の出力が十五キロワット未満であること。 ニ 最大速度が時速十キロメートル以上であること。 ホ 次に掲げる設備を備えていること。 (1) 結索用ロープ (2) 実技に係る科目の教員が応急の措置を講ずることができる装置 (3) その他実技に係る科目の教習を行うに必要な設備
三 特殊小型船舶操縦士第一種教習所	特殊小型船舶であって次に掲げる要件を備え、かつ、実技に係る科目の教習を行うに適したもの イ 原則として最大搭載人員が三人であること。 ロ 次に掲げる設備を備えていること。 (1) 結索用ロープ (2) 実技に係る科目の教員が応急の措置を講ずることができる装置 (3) その他実技に係る科目の教習を行うに必要な設備

6 乗船して行う実技に係る科目の教習にあつては、教員一人につき同時に教習を受ける者の数は三人以下とし、実習用小型船舶一隻につき同時に乗船して教習を受ける者の数は次の各号に掲げる実習用小型船舶の種類に応じてそれぞれ当該各号に定める数以下であること。

一 一級小型船舶操縦士第一種教習所、二級小型船舶操縦士第一種教習所又は二級小型船舶操縦士（第一号限定）第一種教習所において使用する小型船舶は三名

二 特殊小型船舶操縦士第一種教習所において使用する小型船舶は一名

7 操船シミュレータ訓練による実技に係る科目の教習にあつては、教員一人につき同時に教習を受ける者の数は六人以下であること。

8 1 から 7 に掲げるもののほか、公正性、公平性及び安全性並びに教習効果の観点から適当と認められる方法により教習を行うものであること。

別表第三 教員の研修の基準

1 教員に必要な知識及び能力を十分に有し、研修を適正かつ確実に行うことができるものと認められる者により行われるものであること。

2 次の各表の教員の別に該当する区分ごとに定める研修科目、研修方法及び時間数を満たすものであること。ただし、別の区分の小型船舶教習所に係る教員の研修を併せて受ける場合には、同一の研修科目について一方の研修の研修科目を省略することができる。

一 学科に係る科目を教習する教員（特殊小型船舶操縦士第一種教習所の教員を除く。）であつて、当該教員に初めてなろうとする者又は当該教員に係る研修を受けた後五年を経過した者の場合

研修科目	研修方法	時間数
------	------	-----

		一級小型船舶操縦士の資格に係る小型船舶教習所の教員	二級小型船舶操縦士の資格に係る小型船舶教習所の教員
一 教員の服務及び心得	講義又は演習	一時間以上	一時間以上
二 小型船舶に関する一般知識	講義又は演習	一時間以上	一時間以上
三 教習の指導方法（学科Ⅰ）	講義又は演習	六時間以上	六時間以上
四 教習の指導方法（学科Ⅱ）	講義又は演習	四時間以上	
五 修了審査要領（学科Ⅰ）	講義又は演習	一時間以上	一時間以上
六 修了審査要領（学科Ⅱ）	講義又は演習	○・五時間以上	
七 乗船実習	乗船実習	三時間以上	三時間以上
計		十六・五時間以上	十二時間以上

二 実技に係る科目を教習する教員（特殊小型船舶操縦士第一種教習所の教員を除く。）であつて、当該教員に初めてなろうとする者又は当該教員に係る研修を受けた後五年を経過した者の場合

研修科目	研修方法	時間数
一 教員の服務及び心得	講義又は演習	一時間以上
二 小型船舶に関する一般知識	講義又は演習	一時間以上
三 教習の指導方法（実技）	講義又は演習及び乗船実習	五時間以上
四 修了審査要領（実技）	講義又は演習及び乗船実習	五時間以上
計		十二時間以上

三 学科に係る科目を教習する教員（特殊小型船舶操縦士第一種教習所の教員に限る。）であつて、当該教員に初めてなろうとする者又は当該教員に係る研修を受けた後五年を経過した者の場合

研修科目	研修方法	時間数
一 教員の服務及び心得	講義又は演習	一時間以上
二 小型船舶に関する一般知識	講義又は演習	一時間以上
三 教習の指導方法（特殊学科）	講義又は演習	三時間以上
四 修了審査要領（特殊学科）	講義又は演習	一時間以上
五 乗船実習（特殊）	乗船実習	一時間以上
計		七時間以上

四 実技に係る科目を教習する教員（特殊小型船舶操縦士第一種教習所の教員に限る。）であつて、当該教員に初めてなろうとする者又は当該教員に係る研修を受けた後五年を経過した者の場合

研修科目	研修方法	時間数
一 教員の服務及び心得	講義又は演習	一時間以上
二 小型船舶に関する一般知識	講義又は演習	一時間以上
三 教習の指導方法（特殊実技）	講義又は演習及び乗船実習	三時間以上
四 修了審査要領（特殊実技）	講義又は演習及び乗船実習	二時間以上

計	七時間以上
---	-------

五 学科に係る科目を教習する教員（特殊小型船舶操縦士第一種教習所の教員を除く。）であつて、当該教員に係る研修を受けた後五年以内の者の場合

研修科目	研修方法	時間数	
		一級小型船舶操縦士の資格に係る教習所の教員	二級小型船舶操縦士の資格に係る教習所の教員
一 最近の小型船舶の事情	講義又は演習	二時間以上	二時間以上
二 教習の指導方法（学科再Ⅰ）	講義又は演習	三時間以上	三時間以上
三 教習の指導方法（学科再Ⅱ）	講義又は演習	二時間以上	
計		七時間以上	五時間以上

六 実技に係る科目を教習する教員（特殊小型船舶操縦士第一種教習所の教員を除く。）であつて、当該教員に係る研修を受けた後五年以内の者の場合

研修科目	研修方法	時間数
一 最近の小型船舶の事情	講義又は演習	二時間以上
二 教習の指導方法（実技再）	講義又は演習及び乗船実習	三時間以上
計		五時間以上

七 学科に係る科目を教習する教員（特殊小型船舶操縦士第一種教習所の教員に限る。）であつて、当該教員に係る研修を受けた後五年以内の者の場合

研修科目	研修方法	時間数
一 最近の小型船舶の事情	講義又は演習	二時間以上
二 教習の指導方法（特殊学科再）	講義又は演習	一時間以上
計		三時間以上

八 実技に係る科目を教習する教員（特殊小型船舶操縦士第一種教習所の教員に限る。）であつて、当該教員に係る研修を受けた後五年以内の者の場合

研修科目	研修方法	時間数
一 最近の小型船舶の事情	講義又は演習	二時間以上
二 教習の指導方法（特殊実技再）	講義又は演習及び乗船実習	二時間以上
計		四時間以上

3 1の研修科目を履修した後、適当と認められる内容及び方法による修了審査を受け、これに合格した場合に対してのみ教員の研修を修了したこととなっており、その研修の効果が五年間以内の期間となっていること。

別表第四 教科書の基準

- 1 小型船舶操縦士国家試験で求められる知識及び能力を習得させるのに適当であると認められるものであること。
- 2 規則別表第十二及び別表第十三の試験科目を含むものであること。

別表第五 安全対策

- 1 小型船舶の点検、監視員の配置等危険を防止するための措置が十分に講じられていること。
- 2 事故発生時における救助体制が確立されていること。
- 3 その他教習を実施するにあたり適当と認められる安全対策が講じられていること。